

三田市民病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条の2 省略                      (経営の基本)                      第3条 省略                      2 診療科目は、次のとおりとする。                      (1) 内科                      (2) 消化器内科                      (3) 循環器内科                      (4) 腎臓内科                      (5) 小児科                      (6) 外科                      (7) 消化器外科                      (8) 整形外科                      (9) 形成外科                      (10) 脳神経外科                      (11) 皮膚科                      (12) 泌尿器科                      (13) 産婦人科                      (14) 眼科                      (15) 耳鼻いんこう科                      (16) リハビリテーション科                      (17) 放射線科                      (18) 麻酔科</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条の2 省略                      (経営の基本)                      第3条 省略                      2 診療科目は、次のとおりとする。                      (1) 内科                      (2) 消化器内科                      (3) 循環器内科                      (4) 腎臓内科                      (5) 小児科                      (6) 外科                      (7) 消化器外科                      (8) 整形外科                      (9) 形成外科                      (10) 脳神経外科                      (11) 皮膚科                      (12) 泌尿器科                      (13) 産婦人科                      (14) 眼科                      (15) 耳鼻いんこう科                      (16) リハビリテーション科                      (17) 放射線科                      (18) 麻酔科                      (19) <u>病理診断科</u></p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>